

鳥取市下水排除基準

対象事業場		特定施設を設置している事業場		特定施設を設置していない事業場	
1日の平均的な排除量(m³)		50m3／日以上 (25m³/日以上)	50m3／日未満 (25m³/日未満)		
下水排除基準項目(単位)					
政令で定める基準	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物	(mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下
	有機燐化合物	(mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物	(mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
	アルキル水銀化合物	(mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素	(mg/L)	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	1・2－ジクロロエタン	(mg/L)	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
	1・1－ジクロロエチレン	(mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下
	シス－1・2－ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
	1・1・1－トリクロロエタン	(mg/L)	3 以下	3 以下	3 以下
	1・1・2－トリクロロエタン	(mg/L)	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	1・3－ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	チウラム	(mg/L)	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	シマジン	(mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	ベンゼン	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ほう素及びその化合物	(mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下
	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	8 以下	8 以下	8 以下
	1・4－ジオキサン	(mg/L)	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10以下	10以下	10以下
	フェノール類	(mg/L)	5 以下	5 以下	5 以下
	銅及びその化合物	(mg/L)	3 以下	3 以下	3 以下
	亜鉛及びその化合物	(mg/L)	※2 2 以下	※2 2 以下	※2 2 以下
	鉄及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下
	クロム及びその化合物	(mg/L)	2 以下	2 以下	2 以下
条例で定める基準	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (mg/L)		380以下	※1 380以下	※1 380以下
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)		600以下	※1 600以下	※1 600以下
	浮遊物質量(SS) (mg/L)		600以下	※1 600以下	※1 600以下
	窒素含有量 (mg/L)		240以下	240以下	240以下
			50以下	50以下	50以下
	りん含有量 (mg/L)		32以下	32以下	32以下
			10以下	10以下	10以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱物油 (mg/L)	5 以下	5 以下	5 以下
		動植物油脂類 (mg/L)	30 以下	※1 30 以下	※1 30 以下
	水素イオン濃度(pH)		5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下
	温度 (℃)		45℃以下	45℃以下	45℃以下
よう素消費量 (mg/L)		220 以下	220 以下	220 以下	

1 は、直罰対象の排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。

(下水道法第46条の2、鳥取市下水道条例第20条)

2 は、除害施設の設置等に係る排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければなりません。(鳥取市下水道条例第8条の2・第8条の3)

3 窒素含有量及びりん含有量の下段は、吉岡処理区のみのも排除基準を示します。

4 ※1 1日当たり平均排水量50m³/日(吉岡処理区25m³/日)未満の場合は適用除外。(鳥取市下水道条例施行規則第8条第2項)

5 ※2 「電気めっき業」については、令和11年12月10日まで4mg/L以下。